

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和4年12月6日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午後 零時17分

出席者 委 員 委員長 白石 幹 男
川 田 俊 介 浅 野 貴 之 内 海 まさかず
青 木 一 男 松 本 喜 一 梅 澤 米 満
議 長 中 島 克 訓
傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 市 村 隆 雨 宮 茂 樹
森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 大 浦 兼 政
針 谷 育 造 古 沢 ちい子 大 谷 好 一
坂 東 一 敏 小 久 保 かおる 針 谷 正 夫
広 瀬 義 明 氏 家 晃 福 富 善 明
福 田 裕 司 大 阿 久 岩 人 小 堀 良 江
関 口 孫 一 郎

事務局職員 事務局長 白 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩
副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 村 上 憲 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	瀬下昌宏
保健福祉部長	首長正博
子ども未来部長	石川いづみ
生活環境部副部長兼 市民生活課長	田嶋律子
交通防犯課長	田中正和
保険年金課長	島田林治
環境課長	福田欽也
クリーン推進課長	糸井孝王
人権・男女共同参画課長	渡辺由夫
福祉総務課長	田中典行
福祉総務課主幹	江田曉
障がい福祉課長	廣田智之
高齢介護課長	寺内均
地域包括ケア推進課長	江面健太郎
健康増進課長	白石孝江
健康増進課主幹	飯島彰
子育て支援課長	神長利之
子育て支援課主幹	松本佳久
保育課長	渡辺健一

令和4年第7回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和4年12月6日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第132号 工事請負契約の締結について（とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事）
- 日程第 2 議案第135号 指定管理者の指定について（栃木市渡良瀬の里）
- 日程第 3 議案第136号 指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）
- 日程第 4 議案第114号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）
- 日程第 5 議案第115号 令和4年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第116号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第117号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 8 陳情第 4号 政府に2024年介護保険制度の検討に際し、「介護保険制度改正案」の見直しを求める意見書の提出を栃木市議会に要請する陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（白石幹男君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（白石幹男君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（白石幹男君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第132号 工事請負契約の締結について（とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） おはようございます。本日はよろしく申し上げます。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第132号 工事請負契約の締結について（とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事）をご説明させていただきます。

議案書は68ページ、議案説明書は122ページでございます。恐れ入ります、初めに議案説明書により説明させていただきますので、議案説明書122ページをお開きください。提案理由であります。とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事について、東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号、エクシオグループ株式会社、代表取締役、船橋哲也と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文については省略させていただきます。

恐れ入ります、議案書の68ページをお開きください。工事請負契約の締結についてでございますが、1、契約の目的につきましては、とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事です。2、契約の方法につきましては、総合評価方式一般競争入札です。3、契約金額につきましては、87億6,150万円です。4、契約の相手方につきましては、東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号、エクシオグループ株式会社、代表取締役、船橋哲也であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） ありがとうございます。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この入札の落札率というのは何%なのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 99.99%というのですか、99.998ぐらいのパーセントになります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この入札は、たしかこれだけではなかったですね。同時にほかのも行われていますよね。まず確認をします。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 基幹改良の設備工事、それとこの議案になっている工事と、あとは包括の業務委託と合わせて一括の発注となっております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その総額と落札率を教えてください。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 総額入札価格では258億5,100万円となっております。総合評価方式なので、落札率というのはちょっと当てはまらないかと思うのですが、予定価格に対する割合としましては、99.998%ということになります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この入札に参加した業者は何者でしょうか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 1者でございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この件に関しては、この事前の説明のときから、もう入札する業者がないのではないかと、これは指摘してきたのですけれども、実際蓋を開けてみるとそうでした。となると、価格の競争性という部分があるのですけれども、これが全然担保できていないと思われませんが、どのように思われますでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 大丈夫ですか。

糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 本件の入札公告に当たりましては、本市ホームページや業界紙

等において広く周知したところであります。広く入札参加者を募ったにもかかわらず参加しないものは利益を放棄し、競争入札に破れたと見るべきとの考えもあることから、入札参加者が1者となった場合でも競争性は失われていないものと考えております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これもさんざん指摘してきたことなのですが、今回は基幹的設備の改良工事で包括業務委託、この2本を合わせてやっているのです。これができる業者というものはそうはない。そして、今やっている業者、維持管理、ここが圧倒的に有利になるのですが、そのようなものなので、価格の部分では競争性が発揮できない、してもらえないというのでずっと言ってきたのですが、結局はそういうハードルを設けることによって、参入する業者がないと。これは別々にやれば恐らくあったと思いますが、そのようには思いませんか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 今回の基幹的設備改良工事につきましては、通常のごみ処理を継続しながら実施しなくてはならないということで、ごみ処理への影響を最小限にする必要がございます。工事部門と搬入車両管理、運転計画などの運転管理部門が緊密に連携を図る必要がありますことから、一体で発注をさせていただいたものであります。

また、この基幹的設備改良工事の施工中、あるいは施行において設備機器の不具合、あるいは施設管理に支障が生じた場合、こういった場合にその施工業者と運転管理業者が同一であることにより、責任の所在が一元化されますので、市のリスク軽減、経費節減、安定した事業継続につながるというふうを考えておまして、一体的に発注することを選んだものであります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 先ほども言いましたけれども、入札に参加できる業者がないような条件をつけて入札を行っている。おまけに最低制限価格を公表されているわけですから、業者的にはこれに、もう自分しかいないのですから、近い数字、99.99%、確かに10万円台のはしたを切っただけの金額だったと思いますけれども、そういうので取れるのです。これに対して、さんざん議会は指摘してきたのですが、発注方式を一緒にする、分離しなかった、ほかのところは全て一緒にやっているわけではないのです。恐らくこれコンサルがこういう方式にきなさいと言ったのだと思うのですが、競争性が働かないことについて、コンサルタントは何て言っているのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） コンサルの意見も参考にはさせていただいておりますが、私どもが独自に調べた事例におきましても、基幹的設備改良工事で包括業務委託事業、こちらを一括で発注しているケースが主流となっているところから、この方式を選んだわけがございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

- 委員（内海まさかず君） では、確認しますけれども、全ての工事が包括的業務委託で行われているのでしょうか。
- 委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。
- クリーン推進課長（糸井孝王君） 全てということではないかとは思いますが、特に全国の発注方法を調べましたところ、平成29年から令和2年の過去4年間の発注状況では、工事と運転管理を一括して発注、契約するケースが主流になっておりました。新設工事では62件のうち43件、69.4%がそういった形になっておりました。
- 委員長（白石幹男君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 今回の請負金額は87億幾らですけれども、最終的にはあれ二百七、八十億円かかるのですか、これ改修工事は。
- 委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。
- クリーン推進課長（糸井孝王君） 入札自体は、基幹的設備改良工事と包括的業務委託事業、この2つで入札をしていますので、これは税抜きになります。入札価格としては258億5,100万円となりまして、内訳としては基幹的設備改良工事、こちらが79億6,500万円、包括的業務委託事業のほうで178億8,600万円というのが入札価格になります。
- 委員長（白石幹男君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 最初からこのクリーンプラザの改修ということで進めていったようだけれども、実際的にこれからごみの量も減ってくるかという意見も出ていますよね。例えば新たに焼却炉を新しい場所に新築した場合にはどの辺の金額であったのだから、そういう検討があったのかお聞かせ願いたいと思います。
- 委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。
- クリーン推進課長（糸井孝王君） 一番最初に、長寿命化総合計画というところで、施設更新と、新設と延命化でどちらのほうが有利になるかということで比較をしておりますけれども、延命化のほうが11億2,000万円ほど、これは税抜きの価格になりますが、11億2,000万円ほど有利であるというような結果となって、延命化をするということになった経緯がございます。
- 委員長（白石幹男君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） このクリーンプラザ、私が議員になってすぐ完成して、開業して今まで来ていたのですけれども、結局は20年ちょっとで改修工事が入るということですよ。私はこれ、ではまた改修して、20年ちょっとたつとまた改修で260億円近くの予算がまた使うと。そういうのであれば、新たな場所に、今までの大きさの焼却炉を造らなくても、小さくしても、賄える人口も減少しますから、その辺の検討をしっかりとやっていたのかなと思うのですけれども。そうすれば、今のものを使いながら新しくできたところを使って、今の古いところを使わないで済むのであれば、それを縮小しながら改修していけば、両方でやっていったほうが最終的にはコストダウンができるの

かなと思うのですけれども、その辺の検討はよくしたのでしょうか、これ。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 今現在のごみの処理量というのですか、その状況としましては、令和3年度の状況になりますけれども、1日当たりの燃やすごみ搬入量が119トンになります。これに対しまして、焼却炉のほうは点検整備に係る休炉期間というのがございますので、実稼働日数は1炉当たり236日になります。この236日で計算しますと、1日当たりでは153トンが処理可能となっております。搬入量に対して、施設稼働率は約80%になります。34トンの余力が令和3年度の状況ですとございますけれども、ごみ搬入量は季節的な変動がございますし、またこれは常時というわけではありませんが、災害廃棄物の処理とか、あるいは他自治体のトラブルにより協力をして、ごみを受け入れるというようなことも、そういった緊急時の対応もございますので、今現在としましてはある程度の余力があって、ちょうどいい状況なのかなというふうに考えております。現時点で課題となっているということはないと思います。

今後につきましては、確かに人口減少ということで、ごみの量が減っていくことが考えられますけれども、それにつきましては状況を見ていかなければならないとは思いますが、今後この長寿命化の目標となっている令和19年度までの数値としましては、そこまで量は下がらないというふうには思いますので、当面はこの施設で運営していくのが最良ではないかというふうには考えております。

○委員長（白石幹男君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） そういう判断になったということでしょうけれども、これはごみはずっとなくならないですよ。隣の小山市であれば、たまたま敷地があったから隣に新しい焼却炉2台で今稼働していますけれども、これから栃木市もまた改修してこれだけの予算を使うのであれば、長期的に建て替えの場所をもう一つ、昔は北部清掃工場、南部清掃工場2つありましたように、そういう状況もこれから検討してもらいたいのです。そうすれば、片一方が壊れば片一方使える。今の1つの施設であれば、壊れたらアウトですから。ごみが本当にたまって山のようになって、改修終わるまで。だから、これから長期になってしまいますけれども、その辺も検討していただきたいと思いますので、要望としてお願いしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 要望ですか。

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 私は、この議案132号に対して反対の立場から討論いたします。

先ほどの質疑の中でも言ったことなのですからけれども、今回の入札というものは総合方式の一般競争入札だと言いながら、実質それができない状況での入札になっています。これは、入札する前から言っていたことなのですからけれども、それが蓋を開けてみるとそのとおりになったということで、落札率は99.99%、競争が働かなかつたらこういうことだよねと。行政的には競争が働くようにしなければいけないのに、それができていなかった。そして、100%近いお金を出さなければならぬということで、私はこの議案に対しては反対いたします。

○委員長（白石幹男君） ほかに討論はありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ありますか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 私は、賛成の立場から討論いたしますけれども、先ほど私が言ったようにもう一つ新しく造れというのは検討事項として。

ただ、今回の工事に対しては、焼却炉を使っている中で改修するというのは、私も建築業やっていますが、それは非常にやりづらくて、経費もかかるというのわかります。最初に説明していた単価より相当値段も下がったということもありますし、その業者がそれをしっかりとやってく業者であったということも私も調べてありますけれども、この辺の入札率は非常に、99.98だから高いですけれども、やっぱり安心安全に稼働しながら、市民を困らせないような状況をつくりながら、職員が今まで考えてきたことでしょうから、今回はこれを私は認めたいと思いますので、賛成したいと思いますので、よろしくをお願いします。

付け加えれば、あとは新しく焼却炉を考えることもよく、次の改修までには考えていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ただいまから議案第132号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	川田俊介	浅野貴之	青木一男	松本喜一	梅澤米満
	反 対	内海まさかず				

○委員長（白石幹男君） 起立多数であります。

したがって、議案第132号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事を終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

なお、執行部の入替えをしますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第2、議案第135号 指定管理者の指定について（栃木市渡良瀬の里）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第135号 指定管理者の指定について（栃木市渡良瀬の里）のご説明を申し上げます。

議案書は71ページ、議案説明書は131ページでございます。初めに、議案説明書によりご説明をさせていただきますので、議案説明書の131ページを御覧いただきます。提案理由でございますが、栃木市渡良瀬の里指定管理者に株式会社フジオカクリーンワークスを指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参考条文につきましては、地方自治法第244条の2第6項、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされているということによります。

続きまして、議案書により説明させていただきます。議案書の71ページを御覧ください。指定管理者に管理を行わせる公の施設は、栃木市渡良瀬の里でございます。指定管理者に指定する団体には、株式会社フジオカクリーンワークスでございます。指定管理期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 指定管理者の応募に際して、いろいろな事業をこの事業者はその提案書の中で書かれていたのですけれども、これらが実施されるという担保というものはどこにあるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） フジオカクリーンワークスにつきましては、類似の事業の実績として、栃木市内、藤岡地域におきましては、みかもの道の駅、合併処理浄化槽の管理であったり、給食センターの浄化槽の管理、藤岡地域の小学校、公民館等の維持管理等をしております。ただ、

実績として公の館の管理というものは、今まで経験がございません。担保されるものというものというものは特に提案理由書の中で示されているというものになるのが現状ではございますが、今までのそういった処理浄化槽であったり、ほかの事業から鑑みて、そういったものが可能であるというような判断をさせていただけたのだと思います。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） そういえばたしか入札の応募資格というものは、実績のある業者ということだと思えるのですけれども、建物の管理ですね。このフジオカクリーンワークスは、そういう実績はあったのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齡介護課長。

○高齡介護課長（寺内 均君） 建物全体の運営管理というものは、今までクリーンワークスはございません。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 応募資格の中にそれが必要と書いてあったと思うのですけれども、それはどうなのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齡介護課長。

○高齡介護課長（寺内 均君） 応募資格の中では、公の管理というよりは、公の管理を必ずやっとなければいけないということではなかったかと思えます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 公の管理、公ではなくて建物の管理なのですけれども、その経験がある人雇えばいいとは書いてありましたけれども、それはちゃんと担保されているのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齡介護課長。

○高齡介護課長（寺内 均君） 実際、営業を始めた場合に、4名の従業員、施設長をはじめ施設従事者ということで4名の職員を配置することになっておりますが、その上位2名、施設長とその他のもう一名の従事者につきましては、ボイラー技士であったり、そういった資格有した、そういったものを有する者を充てるということで提案書を出されておりますので、そちらのほうで確認をしております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その提案書の中でいろいろな事業をここでやろうとしているのですけれども、これがきちんと行われる、もしも行われなかった場合というものはどうなるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齡介護課長。

○高齡介護課長（寺内 均君） 当然行われなかった場合という想定もございますが、全て指定管理者につきましては、この2つの事業者、今回辞退もございますが、2つの事業者ではなく、ほかの事業者についても、いろいろな提案をしてくるかと思えます。指定管理の審査会等において、この

業者ということで点数で決定された業者でございますので、そういったことがないように所管課としても協力をして、事業のほうを進められるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その選定をするときには、こういう事業もあります、ああいう事業もあります、だから魅力が増すのですよ。だから、既存の、今回は新しい業者ですけども、業者ではないところに移ったのだらうなというふうに思うのですが、そのこのれもやります、あれもやりますって言うていて、それもやらない、これもやれないとかということになると、もう審査会するときにもいいことしか言わないと、信頼できないという形になると思うのですけれども、そういうことがないだらうかという心配をしています。それはどのように対応、そういうことがあった場合にはどのように対応されるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） あくまでも今回の指定管理については、5年間の契約ということになります。ただ、毎年、指定管理については自己評価、それから我々どもの評価というものをしてまいります。その評価の中で、当然そういった実績が積んでいけない、駄目だということになれば、次期の優良更新はなくなることとなりますので、そういった形で十分所管課においても監視、管理体制を見ていきたいと思っております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その次期の優良更新というのは、入札を経ずにまた5年間やるということだと思っておりますけれども、そうではなくて1年ごとと見ているのだから、そこできちんとやらせませよという言葉が欲しいのですが、どうなのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 言葉が足らず申し訳ありませんでした。当然1年ごとにそういった自己評価、我々の評価ありますので、そのときやれていないものに関しましては、翌年必ずできるような形で指示のほうをしてまいりたいと思っております。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

青木委員。

○委員（青木一男君） このクリーンワークスのほうが、今度フジオカクリーンワークスさんですか、が受けるということなのですが、ここはみかもの駅等の維持管理も含めて、そういう実績があるということなのですが、私はハード面はある程度いいのかなと思うのですが、内海委員も言っていましたけれども、多分いろんな事業をやって、私はソフトの面、渡良瀬の里の指定管理となると、どっちかという高齢者が利用する部分が多いのかなというふうに思うのですが、そういった私は懸念する部分があるのです、ソフト面で。サービスの低下とか、今までやってきたことが全く変わっ

てしまうとか。そういう事例があったものですから、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） クリーンワークスが今回指定管理のほうを承るわけなのですが、渡良瀬の里につきましては、我々のところで老人福祉施設を3施設、長寿園、福寿園持っております。その施設に関しては高齢者が主に使う施設ということでよろしいかと思うのですが、渡良瀬の里につきましては、高齢者中心の施設というよりは、渡良瀬遊水地に来ていただく方、そういった方を中心にするということで、今次点になりましたけれども、以前の指定管理者におきましても、65歳以下の人たちをどう集客するかというようなことで進んでまいりました。提案の際にも、集客をどうするかということが、当然審議の中の一つにはなるのですけれども、グリーンワークスにおきましても、そういったところ、接客業務につきましてはグループ会社でバス会社を運営しておったり、様々なところをやっております。それから、災害処理等で関与していたり、対住民であったりとか、お客様、バス乗車でありますけれども、高齢者のお客様、あるいはお子様に対する対応というものは、職員の指導は徹底されていることかと思っておりますので、議員皆さんおっしゃるとおり、館の管理というものに関してが今回初めてということになりますので、そういったことをご利用されるお客様に対して、同じような接客をしていただければ特に問題はないのかなというふうに思っております。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

ほかに。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第135号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第135号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでした。

なお、執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第3、議案第136号 指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

白石健康増進課長。

○健康増進課長（白石孝江君） よろしくお願ひいたします。ただいまご上程いただきました議案第136号 指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。

議案書につきましては72ページ、議案説明書につきましては132ページでございます。初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の132ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木地区急患センターの管理を行わせる指定管理者を一般社団法人下都賀郡市医師会に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、議案書についてご説明を申し上げますので、議案書の72ページをお開きください。内容でございますが、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木地区急患センター、指定管理者に指定する団体は、栃木市境町27番21号、一般社団法人下都賀郡市医師会、代表者、川島吉人でございます。

指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

本案の指定管理者は、公募外で選定しております。その理由につきましては、応急診療を行う当該施設は、地域医療に精通した上で、医療分野に関する経験と専門技術を有するとともに、安定的かつ確実な施設運営が求められ、また二次救急医療との連携は欠かせないものであります。県指定管理者である下都賀郡市医師会は、医師の連携の下、適切かつ安定的な管理運営を行い、二次救急医療機関と定期的に調整会議を行い、連携強化に努めていることから、望ましいと判断いたしました。

指定管理料の見込みにつきましては各年度4,390万円で、3年間の合計が1億3,170万円となり、今議会に補正予算の債務負担行為として別途提案させていただいております。

以上で議案136号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第136号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第136号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

なお、執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第114号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第4、議案第114号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） ただいまご上程いただきました議案第114号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分につきまして、ご説明いたします。

まず、歳出につきましてご説明いたします。補正予算書の60、61ページをお開きください。2款1項16目諸費は、補正額5億564万円の増額であります。説明欄3行目、防犯灯維持管理事業費につきましては、電気料金高騰に伴い、光熱水費が不足するため、増額したいというものであります。

次の国県支出金返還金（福祉総務課）につきましては、令和3年度の生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金、介護扶助費等国庫負担金、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金の額確定に伴う超過交付分及び会計実地検査の指摘による平成28年度から令和2年度までの生活扶助費等国庫負担金の返還のため、増額したいというものであります。

次の同じく返還金（障がい福祉課）につきましては、令和3年度の障害者自立支援給付費国・県負担金、障害児入所給付費国・県負担金、障がい入所医療費等国・県負担金、障害者医療費国・県負担金等の額確定に伴う超過交付分返還のため、増額したいというものであります。

次の同じく返還金（高齢介護課）につきましては、令和3年度低所得者利用者負担対策事業補助金の額確定に伴う超過交付分返還のため、増額したいというものであります。

次の同じく返還金（地域包括ケア推進課）につきましては、令和3年度多機関協働包括的支援体制構築事業補助金の額確定に伴う超過交付分返還のため、増額したいというものであります。

次の同じく返還金（健康増進課）につきましては、令和3年度分の未熟児養育医療費県負担金、母子保健衛生費国庫補助金、感染症予防事業費等国庫補助金、栃木県地域自殺対策強化交付金、栃木県健康増進事業費補助金の額確定に伴う超過交付分返還のため、増額したいというものであります。

次の返還金（子育て支援課）につきましては、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化金、子ども・子育て支援交付金、児童扶養手当給付費負担金等の額確定に伴う超過交付分返還のため、増額したいというものであります。

次の同じく返還金（保育課）につきましては、子育てのための施設等利用給付交付金、保育対策総合支援事業費補助金、子どものための教育・保育給付交付金の額確定に伴う超過交付分返還のため、増額したいというものであります。

続きまして、62、63ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額880万6,000円の増額であります。説明欄、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、人事異動に伴い当初見込んでおりました所属の人数や役職に変更が生じたことによる差額分、職員手当等の変動分を精査し、補正するものであります。

以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明につきましては省略をさせていただきます。

説明欄2行目、証明書コンビニ交付システム事業費につきましては、マイナンバーカードの普及に伴い、住民票の写し等の証明書コンビニ交付件数が増加し、当初の見込みを大きく上回っていることから、増額したいというものであります。

次の会計年度任用職員人件費につきましては、マイナンバーカードの交付事務量の増加に伴い、マイナンバー事務における会計年度任用職員の人件費を増額したいというものであります。

続きまして、ちょっと飛びますが、68、69ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費は、補正額241万1,000円の増額であります。説明欄、隣保館管理費につきましては、電気料金高騰に伴い、光熱水費を増額したいというものであります。

次の2目障がい福祉費は、補正額1億822万3,000円の増額であります。説明欄、障がい者自立支援事業費につきましては、事業量の増加に伴い、増額したいというものであります。

次の介護施設等感染症対策事業費補助金につきましては、補助事業の支払いが一部決定したことにより、減額したいというものであります。

次に、3目高齢福祉費は補正額1,195万円の増額であります。説明欄、介護保険特別会計繰出金

につきましては、令和3年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、国、県及び市の負担金を増額したいというものであります。

次の新型コロナワクチン接種に係る高齢者移動支援事業費につきましては、実績を勘案し減額したいというものであります。

次の軽度生活援助員派遣委託事業費につきましては、事業の利用が当初見込みを上回るため、委託料を増額したいというものであります。

次の会計年度任用職員人件費につきましては、産前産後休暇に入る社会福祉士の会計年度任用職員の補充のため、新たに任用する会計年度任用職員の報酬を増額したいというものであります。

次に、4目高齢福祉施設費は、補正額10万7,000円の増額であります。説明欄、さくらホーム管理運営費につきましては、電気料金高騰に伴い、光熱水費を増額したいというものであります。

続きまして、70ページ、71ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は、補正額1,032万6,000円の増額であります。説明欄、民間保育所等一時預かり事業補助金につきましては、単価の増額があったことと利用児童数が当初の見込みより多かつたため、増額したいというものであります。

次に、4目児童福祉施設費は、補正額263万4,000円の増額であります。説明欄、こどもサポートセンター管理運営費につきましては、こどもサポートセンター入り口のアルミフェンス修繕のための維持補修費と燃料費高騰に伴う光熱水費を増額したいというものであります。

次のとちぎコミュニティプラザ管理事業費につきましては、燃料費高騰に伴い、光熱水費を増額したいというものであります。

次に、5目保育所費は、補正額473万4,000円の増額であります。説明欄、くらのまち保育園管理運営費からいわふね保育園管理運営費までの8つの保育園につきましては、物価高騰に伴い、燃料費と光熱水費を増額したいというものであります。

次に、6目認定こども園費は、補正額275万4,000円の増額であります。説明欄、認定西方なかよしこども園管理運営費につきましては、物価高騰に伴い、光熱水費を増額したいというものであります。

続きまして、74、75ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費は、補正額1,637万円の増額であります。説明欄、病院群輪番制病院設備整備費補助金につきましては、国、県の補助事業で二次救急を担っている病院の円滑な運営推進のため、病院が実施する医療機器購入に対して補助金を交付するもので、今回は獨協医科大学病院が県から選定されたため、増額したいというものであります。

次のがん患者支援補助金につきましては、医療用ウィッグ購入費補助の申請者が当初の見込みより多かつたため、増額したいというものであります。

次に、3目環境衛生費につきましては、補正額399万円の減額であります。説明欄、生物多様性

保全事業費につきましては、クビアカツヤカミキリ被害木伐採予定であった箇所が地元自治会との協議により、本年度は道路通行上危険な箇所の枝切りのみとなったため、委託料を減額したいというものであります。また、民地に対するクビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金につきましては、当初予定していた補助申請件数を上回ったので、県支出金と合わせて増額したいというものであります。

次に、4目斎場費につきましては、補正額208万2,000円の減額であります。説明欄、斎場管理運営委託事業費につきましては、入札により不用額が生じたため、減額したいというものであります。

次に、6目保健施設費につきましては、補正額797万5,000円の増額であります。説明欄、栃木保健福祉センター管理運営費と、次の藤岡保健福祉センター管理運営費につきましては、電気料金の高騰に伴い、両センターの光熱水費を増額したいというものであります。

以上で、歳出の所管関係部分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、補正予算書の46、47ページをお開きください。よろしいですか。13款1項1目民生費負担金、補正額13万2,000円の増額であります。1節社会福祉費負担金、説明欄の軽度生活援助員派遣負担金につきましては、委託料の増額に伴い、自己負担金を増額補正するものでございます。

14款2項1目総務手数料、補正額240万円の増額であります。3節戸籍住民基本台帳手数料、説明欄の住民基本台帳手数料及びその次にあります印鑑証明等手数料につきましては、マイナンバーカードの普及に伴い、コンビニ交付件数が当初の見込みを上回ったことから、住民票の写し及び印鑑証明等の手数料を増額補正するものであります。

次に、15款1項1目民生費国庫負担金、補正額5,620万4,000円の増額であります。1節社会福祉費負担金、説明欄1つ目の障がい者自立支援費負担金につきましては、事業費の増額に伴い、国庫負担金を増額補正するものであります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、令和3年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、国の負担金が見込みより増額となるため、増額補正するものであります。

次に、15款2項1目総務費国庫補助金、補正額1,986万4,000円の増額であります。2節戸籍住民基本台帳費補助金、説明欄の個人番号カード交付事務費補助金につきましては、マイナンバーカード交付事務に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次に、2目民生費国庫補助金、補正額302万8,000円の増額であります。1節社会福祉費補助金、説明欄の地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者総合支援システム改修に伴い、国庫補助金を増額するものであります。

続きまして、48、49ページをお開きください。説明欄の重層的支援体制整備事業交付金につきましては、社会福祉士の会計年度任用職員の補助に係る会計年度任用職員人件費の増額に伴い、国の

交付金を増額補正するものであります。

次の2節児童福祉費補助金、説明欄の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、児童手当支給事業に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次の子ども・子育て支援交付金につきましては、民間保育所等一時預かり事業に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次に、3目衛生費国庫補助金につきましては、補正額147万円の減額であります。1節保健衛生費補助金、説明欄の生物多様性保全推進交付金につきましては、6月の環境省からの内示にて本年度は多数の応募があったとのことで、当初要望額327万円よりも交付額180万円と減額査定をされたため、クビアカツヤカミキリ被害木伐採業務委託料へ充当する国庫交付金を減額補正するものであります。

次に、16款1項1目民生費県負担金、補正額2,810万1,000円の増額であります。1節社会福祉費負担金、説明欄1つ目の障がい者自立支援負担金につきましては、事業費の増額に伴い、県負担金を増額補正するものであります。説明欄2つ目の低所得者保険料軽減負担金につきましては、令和3年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、県の負担金が見込みより増額となるため、増額補正するものであります。

続きまして、50、51ページをお開きください。16款2項2目民生費県補助金、補正額175万2,000円の増額であります。1節社会福祉費補助金、説明欄の重層的支援体制整備事業交付金につきましては、社会福祉士の会計年度任用職員の補充に係る会計年度任用職員人件費の増額に伴い、県の交付金を増額補正するものであります。

次の2節児童福祉費補助金、説明欄の子ども・子育て支援交付金につきましては、民間保育所等一時預かり事業に対する県補助金を増額補正するものであります。

次に、3目衛生費県補助金、補正額398万円の増額であります。1節保健衛生費補助金、説明欄1つ目のクビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金につきましては、クビアカツヤカミキリ被害の拡大により、当初予定をしていた補助申請件数を上回ったため、県の支出金を増額補正するものであります。説明欄2つ目のがん患者支援推進事業費補助金につきましては、がん患者支援補助金に対する県補助金であります。説明欄3つ目の病院群輪番制病院設備整備費補助金につきましては、病院群輪番制病院設備整備費補助金に対する県補助金であります。

次に、19款1項1目国民健康保険特別会計繰入金、補正額3,331万1,000円の増額であります。1節国民健康保険特別会計繰入金、説明欄の国民健康保険特別会計繰入金につきましては、前年度に国民健康保険特別会計に繰り出した出産育児一時金等繰出金につきまして、決算額に基づき戻入れをするため増額補正をするものであります。

続きまして、52、53ページをお開きください。19款1項3目介護保険特別会計繰入金、補正額8,723万2,000円の増額であります。1節介護保険特別会計繰入金、説明欄の介護保険特別会計繰入

金、介護給付費等繰入金につきましては、令和3年度介護給付費負担金の確定に伴い、市への返還金が見込みより増額となるため、増額補正をするものであります。説明欄2つ目の介護保険特別会計繰入金、重層的支援体制整備事業繰入金につきましては、社会福祉士の会計年度任用職員の補充に係る会計年度任用職員人件費の増額に伴いまして、市の介護保険特別会計繰入れを増額補正するものであります。

続きまして、21款5項4目雑入、補正額271万1,000円の増額であります。2節雑入、説明欄2つ目のキオスク端末設置収入等につきましては、キオスク端末設置収入を増額補正するものであります。説明欄3つ目の病院群輪番制病院運営費負担金等につきましては、病院群輪番制病院設備整備費補助金の関係町であります壬生町からの負担金を増額補正するものであります。

続きまして、継続費の所管関係部分についてご説明申し上げますので、6ページをお開きください。それでは、6ページ、継続費でございます。第2表、継続費補正、4款2項とちぎクリーンプラザ設備保守整備事業についてご説明申し上げます。本事業は、とちぎクリーンプラザ延命化に向けた取組を推進するため、継続費を設定しておりましたが、入札結果等により金額の総額と年度割に変更が生じたため、金額の総額を1,672万4,000円減額するとともに、年度割額の変更をするものであります。

続きまして、債務負担行為の所管関係部分についてご説明申し上げますので、8ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正、11段目からになります。11段目、令和4年度渡良瀬の里管理運営委託につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間、渡良瀬の里の管理運営を指定管理者に委託するため、指定管理期間中の指定管理料について限度額を設定するものであります。

次の令和4年度TASKクラウド福祉総合相談支援システム使用につきましては、システム使用の契約期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間で、契約を令和4年度中に行う必要があるため、限度額を設定するものであります。

次の令和4年度聖地公園仮設事務所賃貸借につきましては、管理事務所の建て替えに伴い、新設の管理棟が完成するまでの間、仮設事務所及び仮設トイレで対応するためのものであります。

次の令和4年度急患センター管理運営委託につきましては、令和5年度から令和7年度までの3年間、栃木地区急患センターの管理運営を指定管理者に委託するため、指定管理期間中の指定管理料について限度額を設定するものであります。

次の令和4年度健康増進課業務従事医師及び従事者傷害保険につきましては、保険の契約期間が令和5年4月から令和6年3月の1年間で、保険加入手続を令和4年度中に行う必要があるため、限度額を設定するものであります。

次の令和4年度予防接種事故賠償補償保険につきましては、保険の契約期間が令和5年4月から令和6年3月の1年間で、保険加入手続を令和4年度中に行う必要があるため、限度額を設定するものであります。

以上をもちまして、補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で、当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 61ページで国庫支出金（福祉総務課）ということで会計監査が入ったということの説明があったのですが、その内容を教えてください。

○委員長（白石幹男君） 江田福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（江田 曉君） 令和4年2月に会計検査院の会計検査で指摘を受けました生活扶助費等国庫負担金になります。この国庫負担金につきましては、生活保護に係る経費について支出した生活保護費の実績報告を毎年行いまして、国が4分の3、市が4分の1の負担割合によりまして、翌年度に確定、精算をいたします。実績報告の根拠となります生活保護費の計算につきましては、生活保護受給者の方の生活状況によって変更されますが、月途中で死亡等による廃止、あとは入院ですとか、介護施設への入所等により1か月の生活費の変更、あとは年金、就労による収入の増加などにより、生活保護受給者の方から返納していただく場合があります。この返納が決定した額につきましては、これまで原則返納に合わせて歳入調定を行いまして、収納を行って、それに基づいて、国庫負担金の実績報告を行ってまいりました。

今回、このことにつきまして、会計検査におきまして、返納を決定した段階で全て調定を行って生活保護費の実績報告を行うように指摘がありました。これにつきましては、例えば死亡ですとか、失踪による廃止で返納ができない場合ですとか、あとは就労による廃止で、就労収入が急激に上がるわけではありませぬので、返納がなかなかすぐにはかなわない場合におきましても、返納が発生した段階において全額調定を行って、実績報告から除くようにという指摘を受けたものです。なお、本市におきましては、後年度に歳入があったものにつきましては、その年度において、差引きを行いまして実績報告を行ってまいりました。これらの指摘から、会計検査対象年度であります平成28年から令和2年度の期間について、1,073万2,375円の返還金が生じたものです。また、今回の会計検査の対象でありました宇都宮市、小山市におきましても同様の指摘を受けております。

内容については以上になります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これ新聞報道でもされて、思ったことなのですからけれども、今までそれで通っていて、今回会計検査が入って今までやっていた方法が駄目だと言われたということによろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 江田福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（江田 暁君） 生活保護の制度を本市で行い始めてからずっとこの形を取っていたのですが、今回の会計検査の指摘におきまして間違っているという指摘を受けたものです。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 同じように宇都宮市とかもでもそういうことというのならば、うちが特別な方法をやっていたわけではなくてということによろしいでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 江田福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（江田 暁君） はい、おっしゃるとおりです。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 後年度にその返還金があったやつは上げていたのだけれども、今年度1,100万でしたっけ、返すというのが、なぜ返さなければいけないのかというのが分からないのですが、なぜなのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 江田福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（江田 暁君） 返還金の調定を、言うなれば事後調定といいますか、歳入があったときに返還してくださいということでお願いをして、そのときに調定を打って、納付書を出して、これで納めてくださいということでお願いするのですけれども、その段階で追っかけという形になってしまうのですが、調定を上げておりました。それが本来は事前に返還、返納が出た段階で全て調定を起こすべきであるというような指摘でしたので、調定を起こすことによって、この実績報告から全て除かれるという形になりますので、その辺で返還が生じるという形になります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 基本的に返還金が入ってきたら国に返しますよと、この方法という、この在り方というものは変わらなくて、今年度は会計検査が入って今までのやり方と違って、ある意味前倒しで返しなさいよというふうになったということなのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 江田福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（江田 暁君） 当該年度において差し引くべきものであるという指摘と併せて例えばお亡くなりになってしまったり、身内の方が全くいらっしゃらないとか、関わっていただけないような場合は、ちょっと戻していただくということが難しいものですから、そういった場合についても、国は市のほうでそこは負担しなさいというような形になるものと思われ。

以上です。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか。ないですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） それでは、69ページということで、2段目の障がい福祉費の中、自立支援障がい児通所等給付費、1億円この時期上がるというのは、その理由というものは何なのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） お答えいたします。

今回の補正の要因につきましては、障がい児の入所給付費が主な原因となります。当初の予想よりも伸びが大きかったためということなのですが、主たる原因ということになりますと、明確な要因がちょっと見受けられないのですが、傾向としましてはここ近年で低年齢化というのが進んでおりまして、1歳児、2歳児において、療育の人数が増えているということが主な要因と思われるという推測になります。

以上となります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 障がい児で、しかも入所、どこかの施設に入ることだと思っておりますけれども、しかも1歳、2歳児というのはどういうことが起こっているのかというのは、端的に分かりますでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） すみません。表現が入所ということで表現してしまいましたが、通所も含まれておりまして、大きいのは通所のほうが増えているということでございます。

以上です。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。ない。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第114号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第114号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。
なお、執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。
ここで暫時休憩いたします。

（午前11時18分）

○委員長（白石幹男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第5、議案第115号 令和4年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。
島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） よろしくお願いたします。ただいまご上程いただきました議案第115号 令和4年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算書の15ページをお開きください。

令和4年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,273万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億8,473万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、120、121ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分、補正額1億8,731万8,000円の減額であります。説明欄、一般被保険者医療給付費分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が決定したことから、不用額を減額補正するものであります。

122、123ページをお開きください。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額5,052万4,000円の減額であります。説明欄、一般被保険者後期高齢者支援金等分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が決定したことから、不用額を減額補正するものであります。

次に、124、125ページをお開きください。3款3項1目介護納付金分、補正額363万8,000円の増額であります。説明欄、介護納付金分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が決定したことから、不足額を増額補正するものであります。

126、127ページをお開きください。6款1項1目保険財政調整基金積立金、補正額1億7,613万7,000円の増額であります。説明欄、保険財政調整基金積立金につきましては、前年度決算剰余金及び預金利子を保険財政調整基金に積み立てるため、増額補正するものであります。

次に、128、129ページをお開きください。8款1項1目一般被保険者保険税還付金、補正額300万円の増額であります。説明欄、一般被保険者過誤納還付金につきましては、資格喪失による減額、災害免除、コロナ禍による保険料の減免申請等から、過誤納還付金に不足が生じると見込まれるため、増額補正するものであります。

次の3目償還金、補正額6,449万2,000円の増額であります。説明欄、返還金につきましては、前年度の普通交付金及び特別交付金の精算に伴う超過交付分の返還金について、増額補正するものであります。

130、131ページをお開きください。8款2項1目他会計繰出金、補正額3,331万1,000円の増額であります。説明欄、一般会計繰出金につきましては、前年度に一般会計から繰り入れた出産育児一時金繰入金等の繰入金について、決算額に基づき精算し、超過分を一般会計に戻入れするため、増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、116、117ページのほうにお戻りください。1款1項1目1節医療給付費分現年課税分、補正額4億2,087万7,000円の減額であります。説明欄、医療給付費分現年課税分につきましては、本年度保険税率の引下げを行ったことから、保険税収納額が当初見込額よりも少なくなると見込まれるため、減額補正するものであります。

次の3節介護納付金分現年課税分、補正額897万5,000円の減額であります。説明欄、介護納付金分現年課税分につきましても、本年度保険税率の引下げを行ったことから、保険税収納額が当初見込額よりも少なくなると見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、5款1項1目2節特別交付金、補正額311万円の増額であります。説明欄、特定健康診査負担金分（過年度分）につきましては、前年度分特定健康診査等負担金の精算による追加交付分について、増額補正するものであります。

次に、6款1項1目1節利子及び配当金、補正額19万4,000円の増額であります。説明欄、保険財政調整基金利子につきましては、国民健康保険財政調整基金の預金利子分について、増額補正するものであります。

次に、8款1項1目1節前年度繰越金、補正額4億2,506万円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、令和3年度決算剰余金を繰越金として計上するものであり、収入見込額に合わせ、増額補正するものであります。

118、119ページをお開きください。9款3項6目1節雑入、補正額4,422万4,000円の増額であります。説明欄、療養給付費等精算金等につきましては、前年度に概算払いした療養給付費等の精算による返還金で、収入見込額に合わせて増額補正するものであります。

以上で、栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明を終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、歳入のほうから。117ページですけれども、一番上の現年課税分、税率引き下げたためということなのですから、予算上これって今まで手続ってやっていなかったのでしたっけ。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） お答えします。

予算編成のときには、まだ本年度の税率がまだ決まっていなかった状態だったので、その時点では従前の税率で算定した金額で予算のほうは上げておりました。ですので、今回今年度から税率を下げたということで、その分収納が減ったということでございます。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 6月、9月とあったのですけれども、そのときにはこの手続というのはやっていなかったということよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） その時点ではやってごさいませんでした。収税課のほうになるのですが、収税課と協議していく中で、その時点ではまだどの程度の収納が見込まれるかというのがちょっとまだはっきりしていませんでしたので、今回減額ということで上げさせていただきました。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ということはこの4億2,000万円というのは、今年度4月から来年の3月まででこれだけ減ると、予算からすると、ということよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 同じく今度は繰越金のほうなのですけれども、大体同じ額を入れるという話をされていたのですけれども、これ税の減収分と余剰金との関係というのはどういうふうに整理されているのですか。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） すみません。整理というか、決算についてはある程度の余剰金が出るということで考えておりました。収税、収納のほうについても、申し訳ないのですが、たまたま同じような金額になったということで、計算上出した数字ですので、申し訳ないですが、たまたま同じような数字になったというようなことでございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 決算でこれだけ余剰金が出たよとかというのだったら、それを繰り越したよというのは分かるのですけれども、先ほど収納を合わせたということだったので、でもそうではないということですよ。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） そういうことございません。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、121ページ、事業費納付金ということで、本年度額が確定したということは、1億8,700万円というのは、これはどういうことを意味するのでしょうか。被保険者の方が診療を受けなかったということによろしいでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 事業費納付金につきましては、平成30年度に国庫制度改革によりまして、県が国保財政運営の主体となったということになりまして、県のほうで県全体の医療費の伸びだとか、必要となる総額の見込額を立てまして、各市町ごとの医療水準だとか、所得水準、そういったものを勘案しまして、各市町ごとに事業費納付金額を算定してきます。事業費納付金を納めることによって、今度医療費のほうについては、県のほうから、県のほうで集めた事業費納付金と、あと県のほうでは当然国からの補助金だとか、あと県の持ち出し分、あと前期高齢者交付金というのが社会保険等のほうから入ってきますので、そういったものを総合して、各市、町に事業費納付金額を振り分けてくると。事業費納付金を払うことによって、医療費分については普通交付金として全額県のほうから入ってきますので、各市、町での支払いの不足が生じる、医療費に関して不足が生じるということはないということになっております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この額というのは、県から示されたものでそれを払っていくと。栃木市の市民の方が医療に関わる頻度が少なくなったとか、そういう意味ではないということよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 同様に123ページも、125ページもそういうことよろしいでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、127ページなのですけれども、財政調整基金なのですけれども、これ前年度恐らく2分の1を超えない範囲で、2分の1を下らない範囲で積み立てることができると思うのですけれども、繰越しが4億2,500万円。財政調整基金が1億7,600万円。この関係というのはどういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 前年度繰越金が4億2,500万円ありまして、保険税率の改正により税収のほうが約4億3,000万円減少したと。事業費納付金のほうが約2億3,400万円減になりましたので、事業費納付金分が減った分の中から1億7,600万円、今後のことを見越してそのぐらいの金額は積み立てられるということで予算を上げさせていただきました。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第115号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。
なお、執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第6、議案第116号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） ただいまご上程いただきました議案第116号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の19ページをお開き願います。令和4年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,387万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億1,055万4,000円とする。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

第2項、債務負担行為の変更は、第3表、債務負担行為補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、補正予算書の140ページ、141ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、1節報酬及び2節職員手当等の説明欄、会計年度任用職員人件費（高齢介護課）につきましては、会計年度任用職員1名の産前産後及び育児休暇による欠員の補充に伴い、人件費として100万5,000円の増額となる補正をするものであります。

続きまして、142ページ、143ページをお開きください。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費、18節負担金補助及び交付金の説明欄、地域密着型介護サービス給付費は、同款内他項の地域密着型介護予防サービス給付費に不足が見込まれるため、同款内での調整を行い、地域密着型介護サービス給付費を減額補正するものであります。

続きまして、144ページ、145ページをお開きください。2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費の18節負担金補助及び交付金の説明欄、地域密着型介護予防サービス給付費は、当初見込みより利用者が増加したことにより不足が見込まれるため、同一款他項の地域密着型介護サービス給付費との調整を行い、増額補正とするものであります。

続きまして、146ページ、147ページをお開きください。7款1項1目第1号被保険者保険料還付

金の説明欄、第1号被保険者過誤納還付金は、資格喪失、所得更正による保険料の減額、還付の対象となる1号被保険者が見込みより増加したため、補正するものであります。

7款1項2目国庫支出金等返還金の説明欄、国庫支出金等返還金（高齢介護課）につきましては、令和3年度介護給付費精算に伴い、国庫負担金、県負担金及び社会保険診療報酬支払基金介護給付費交付金に返還金が生じるため、増額補正するものであります。

7款1項2目償還金の説明欄2行目、国庫支出金等返還金（地域包括ケア推進課）につきましては、令和3年度地域支援事業交付金の確定並びに令和2年度地域支援事業交付金の過大交付により、国及び県への返還金が生じたため、増額補正したいというものでございます。

続きまして、148ページ、149ページをお開きください。7款2項1目他会計繰出金の説明欄、一般会計繰出金（高齢介護課）につきましては、令和3年度介護給付費精算に伴い、一般会計から介護保険特別会計へ市負担分として繰り入れした介護給付費につきまして、繰入れ超過となり一般会計への返還が生じたため、一般会計への繰出金として増額補正するものであります。

7款2項1目他会計繰出金の説明欄2行目、一般会計繰出金（地域包括ケア推進課）につきましては、先ほど一般会計の補正予算の際に説明申し上げました社会福祉士の会計年度任用職員の補充に係る会計年度任用職員人件費の増額及び令和3年度地域支援事業交付金の確定により、一般会計への繰出金が生じたため、増額補正したいというものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、138ページ、139ページにお戻りください。9款1項4目その他一般会計繰入金金の説明欄、事務費繰入金は、会計年度任用職員1名の産前産後及び育児休暇による欠員の補充に伴い、人件費として100万5,000円の増額となるため、一般会計からの繰入れにより補正をするものであります。

9款1項5目低所得者保険料軽減繰入金金の説明欄、過年度につきましては、第1号介護保険料の低所得者対策として実施している、公費投入による令和3年度低所得者保険料軽減負担金精算に伴い、国、県及び市の負担金が増額となり、一般会計から公費相当分の繰入れを行うため、増額補正したいというものであります。

10款1項1目繰出金の説明欄、前年度繰越金につきましては、今回の歳入歳出補正の差額調整を行うため、増額補正したいというものでございます。

続きまして、債務負担行為追加分及び変更分の説明につきまして、154ページ、155ページをお開きください。1段目の令和4年度介護保険認定審査会ソフトウェア使用につきましては、令和5年4月から令和6年3月の1年間で、当該システム使用料の契約手続を令和4年度中に行う必要があるため、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

表の2段目、令和4年度休日・夜間電話相談業務委託につきましては、委託契約期間が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間で、契約を令和4年度中に行う必要があるため、債務負担行為限度額を設定したいというものであります。

155ページの債務負担行為の変更等でございますが、表2段目の令和4年度指定市町村事務受託法人による要介護認定調査業務委託につきましては、委託件数増加に伴う事務費加算を追加、増加したものであり、委託の期間が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間で、調査委託契約の手続を令和4年度中に行う必要があるため、債務負担行為限度額を設定したいというものでございます。

以上をもちまして、令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第116号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第7、議案第117号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいても結構です。

江面地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（江面健太郎君） ただいまご上程いただきました議案第117号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の25ページをお開き願います。令和4年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,220万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるといふものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の164ページ、165ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス事業費の補正額は、7万円を増額するものであります。説明欄の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、職員手当等の変動に伴う不足分を補正するものであります。

次に、166ページ、167ページをお開きください。2款1項1目他会計繰出金の補正額は、260万4,000円を増額するものであります。説明欄の一般会計繰出金につきましては、令和3年度繰越金の確定に伴い、令和4年度一般会計繰入金の精算を行うため、増額補正したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、162ページ、163ページをお開きください。2款1項1目一般会計繰入金の補正額は、7万円を増額するものであります。職員課所管人件費の増額に対応するもので、職員給与費等繰入金を増額補正したいというものであります。

3款1項1目繰越金の補正額は、260万4,000円を増額補正するものであります。前年度繰越金の額の確定に伴い、増額補正したいというものであります。

以上をもちまして、令和4年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑なしというようですので、これをもって質疑を終了いたします。
ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが討論を省略することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第117号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席いただいて結構でございます。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第8、陳情第4号 政府に2024年介護保険制度の検討に際し、「介護保険制度改正案」の見直しを求める意見書の提出を栃木市議会に要請する陳情書を議題といたします。

初めに、請願陳情文書表を書記に朗読させます。

村上書記。

〔書記朗読〕

○委員長（白石幹男君） これより審査に入ります。

なお、各位のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否など自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言願います。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） この趣旨に賛成、同意する立場であります。

本当に国は2024年の改正に向けて、いろいろ議論してはいますが、まだまだ努力が足りないと言わざるを得ない状況にあると思います。制度あって介護なしということは本当にそのまんまだと思いますし、この前研究会開いて、提出者からも趣旨を伺いました。本当に制度の中で現場は疲弊していますし、利用者、その家族も心配の中でサービスを受けているという状況にあります。こうした現場の声を栃木市議会として届けることは非常に重要だと思いますので、採択すべきと考え

ます。

○委員長（白石幹男君） ほかに発言ございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 私も採択すべきという意見であります。

この陳情の趣旨がやはり項目別に5つありますが、既に国のほうではケアプランの有料化、これは多分先送りという形になったと思います。それとまた、要介護1、2の生活援助の介護保険外し、これは国から地方自治体に移管するということかと思うのですが、これももう見送りということの報道もありました。ですので、やはり私はこの陳情の趣旨というはかなっている部分ではあるのかなというふうに思いまして、採択すべきかと思っております。

○委員長（白石幹男君） そのほかご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ほかにご意見等がないようでありますので、ただいまから陳情第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（白石幹男君） 全員起立であります。

したがって、陳情第4号は採択すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（白石幹男君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 零時17分）